

箕面市立病院院内広報誌 Mich（ミック）等広告募集要領

1. 趣旨

この要領は、箕面市立病院（以下「市立病院」という。）が発行する院内広報誌 Mich（ミック）等（以下「広報誌等」という。）に掲載する広告を募集するために必要な事項を定める。

2. 定義

この要領において、広報誌等の定義は各号に定めるところによる。

- (1) 院内広報誌 Mich（ミック）
- (2) 病院案内、入院案内、外来案内
- (3) 医療機関地区別マップ

3. 広告の範囲

広告の範囲は、箕面市立病院広告事業実施要綱第 3 条に定めるところによる。

4. 広告期間

広告期間は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日及び平成 22 年 4 月以降は、1 年間を単位とする。

5. 広告の掲載、規格等

広報誌等の広告の掲載場所及び規格等は、次のとおりとする。

①院内広報誌 Mich（ミック）

用紙サイズ等	白色 A3 版 2 枚 横長二つ折り
色	カラー
広告規格	4.5cm×8.0cm×2 枠×3 頁×2 回
発行部数	院内指定場所、市内医療機関、公共施設に備え付け及び自治会回覧用等として 8,500 部/回
配布方法	各施設及び自治会長宅へ郵送
発行元	市立病院 患者サービス広報委員会（事務局 経営企画課）

②病院案内、入院案内、外来案内

用紙サイズ等	各案内表紙：白色 A3 版 1 枚 横長二つ折り
色	カラー
広告規格	表 2・表 3（全面 27.8×18.5）表 2・表 3・表 4（半面 14.0×18.5）
発行部数	部数 15,000 部
配布方法	入院案内：入院患者に配布・院内指定場所に備え付け・希望者が持ち帰り
発行元	市立病院 事務局 経営企画課

③医療機関地区別マップ

用紙サイズ等	表紙：白色 A3 版 1 枚 横長二つ折り
色	カラー
広告規格	3.5cm×9.0cm×6 枠
発行部数	部数 8,400 部
配布方法	院内指定場所に備え付け・希望者が持ち帰り
発行元	市立病院 地域医療室

6. 広告料

一広告あたりの広告料は、次の表のとおりとする。

媒体名	部数 (部)	場所	サイズ	カラー	料金 (消費税含)
院内広報誌 Mich	8,500	記事下	下段 (4.5×8.0)	4色	15,000円
病院案内 入院案内 外来案内	15,000	表2	全面 (27.8×18.5)	4色	80,000円
			半面 (14.0×18.5)	4色	40,000円
		表3	全面 (27.8×18.5)	4色	80,000円
			半面 (14.0×18.5)	4色	40,000円
		表4	半面 (14.0×18.5)	4色	80,000円
医療機関地区別マ マップ	8,400	マ ッ プ 見開き	下段 (3.5×9.0)	4色	90,000円

- 2 広告取扱業者が広告主を斡旋する場合は、上記の各料金のうち2割を手数料として、市立病院が広告取扱業者に支払うものとする。
- 3 広告取扱業者が広告主から依頼を受け、広告原稿を作成した場合の手数料額は、別途市立病院と協議するものとする。
- 4 必要に応じてサイズを分割する場合は、分割サイズに応じて料金を按分するものとする。
- 5 広告料は、市立病院が指定する金融機関・口座に振り込むものとする。
- 6 広告料は返還しない。ただし、市立病院の都合で広告が掲載できなくなった場合は、この限りではない。

7. 広告料の納期限

広告主又は広告取扱業者は、広告媒体を発行した時点から30日以内に市立病院が発行する納付書により、広告料を支払わなければならない。

8. 広告掲載の取消

市立病院は、次の規定に該当する場合、次号からの広告掲載を取り消すことができる。

- 2 広告の内容が、広告募集申込時から変更され、第3条の規定に反する状態であると判断したとき。
- 3 その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事業により、当該広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

9. 広告の募集・選定

広告の募集は、市立病院WEBページで行うものとする。

- 2 広告の募集時期は、各広報誌等の印刷時期の2週間前までとし、別途市立病院WEBページに掲載するものとする。
- 3 広告内容については、広告主又は広告取扱業者と市立病院事務局経営企画課との協議を経て、箕面市立病院広告審査委員会において審査、承認するものとする。

10. 広告原稿の内容等

広告内容について、箕面市広告事業掲載基準を遵守するとともに、市立病院の意に反して、市立病院が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現の広告は掲載してはならない。

- 2 広告を広報誌等に掲載する場合、市立病院が指定する期日までに、広告原稿を提出し、承認を得なければならない。
- 3 広告原稿を作成するにあたっては、広告のデザインに関して事前に市立病院と協議しなければならない。

11. 広報誌等の発行の中止等

広告主又は広告取扱業者において、次のいずれかに該当する行為、事態を生じさせたときは、広報誌等の発行を中止するものとする。

- (1) 市立病院の名誉、信頼を失墜する行為、または業務の妨害もしくは事務を停滞させるような行為があったとき。
 - (2) 倒産、破産等をしたとき。
 - (3) 社会的信用を著しく損なう行為があったとき。
 - (4) その他、広告の掲載が不相当であると市立病院が判断する行為があったとき。
- 2 前項の中止により発生した損害は、広告主が賠償するものとする。

12. 広告掲載の資格

箕面市の指名登録要件に準じ、次の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 箕面市競争入札参加指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の許可の決定を受け、かつその取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税又は法人市民税に滞納がないこと。

13. 広告掲載の申込

参加希望事業者は、次の書類を市立病院事務局経営企画課に提出する。

- (1) 提出書類及び部数
 - ・「市立病院院内広報誌 Mich（ミック）等の広告掲載申込書」（様式第1号） 1部
 - ・市税に係る納税証明書（箕面市入札参加者資格を有しているものは不要）
- (2) 提出先及び問い合わせ
市立病院 事務局経営企画課
〒562-0014 大阪府箕面市萱野5-7-1
電話 072-728-2034
*提出は、郵送又は持参のこと
*e-mail 及びF a xは不可

14. その他

この要領に定めのない事項については、箕面市病院事業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。